二　法第五十一条の二第三項第四号の廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備については、次の区分によつて記載すること。

［イ～チ　略］

リ　排水施設（設置許可基準規則第十六条に規定する施設に限る。）

ヌ　その他廃棄物埋設地の附属施設の構造及び設備

(1)　気体廃棄物の廃棄施設

［(i)～(iii)　略］

［号の細目を削る。］

(iv)　［略］

(2)～(6)　略

三　［略］

四　法第五十一条の二第三項第五号の変更予定時期については、放射能の減衰に応じて行う周辺監視区域又は第十七条第一項若しくは第二項に規定する措置の変更又は廃止について、それぞれその時期を記載すること。

［五・六　略］

［2～4　略］

（変更の許可の申請）

第三条　令第三十三条の変更の許可の申請書の記載については、次の各号によるものとする。

一　令第三十三条第三号の変更の内容については、法第五十一条の二第三項第三号の廃棄する核燃料物質等の性状及び量の変更に係る場合にあつては第二種廃棄物埋設を行う放射性廃棄物の種類及び数量、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類ごとの最大放射能濃度、総放射能量及び区画別放射能量並びに当該放射性廃棄物が有する廃棄物埋設地の外への放射性物質の漏出を防止し、又は低減する性能（廃棄物埋設地の外への放射性物質の漏出に関する評価を行うために必要な場合に限る。）を記載し、同項第四号の廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備の変更に係る場合にあつては第二条第一項第二号に掲げる区分によつて記載し、法第五十一条の二第三項第四号の廃棄の方法の変更に係る場合にあつては第二条第一項第三号に掲げる区分によつて記載し、法第五十一条の二第三項第五号の変更予定時期の変更に係る場合にあつては放射能の減衰に応じて行う周辺監視区域又は第十七条第一項若しくは第二項に規定する措置の変更又は廃止についてそれぞれその時期を記載し、法第五十一条の二第三項第七号の廃棄物埋設施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項の変更に係る場合にあつては第二条第一項第六号に規定する事項を記載すること。

二　［略］

［2・3　略］

（廃棄物埋設施設等に係る第二種廃棄物埋設に関する確認の実施）

第五条　法第五十一条の六第一項の規定による第二種廃棄物埋設に関する確認は、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定めるときに行う。

［一・二　略］

［号を削る。］

三　［略］

二　［同上］

［イ～チ　同上］

［号の細目を加える。］

リ　［同上］

(1)　［同上］

［(i)～(iii)　同上］

(iv)　廃気槽の最大保管廃棄能力

(v)　［同上］

(2)～(6)　同上

三　［同上］

四　法第五十一条の二第三項第五号の変更予定時期については、放射能の減衰に応じて行う周辺監視区域又は第十七条第一項に規定する措置の変更又は廃止について、それぞれその時期を記載すること。

［五・六　同上］

［2～4　同上］

（変更の許可の申請）

第三条　［同上］

一　令第三十三条第三号の変更の内容については、法第五十一条の二第三項第三号の廃棄する核燃料物質等の性状及び量の変更に係る場合にあつては第二種廃棄物埋設を行う放射性廃棄物の種類及び数量並びに当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類ごとの最大放射能濃度、総放射能量及び区画別放射能量を記載し、同項第四号の廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備の変更に係る場合にあつては第二条第一項第二号に掲げる区分によつて記載し、法第五十一条の二第三項第四号の廃棄の方法の変更に係る場合にあつては第二条第一項第三号に掲げる区分によつて記載し、法第五十一条の二第三項第五号の変更予定時期の変更に係る場合にあつては放射能の減衰に応じて行う周辺監視区域又は第十七条第一項に規定する措置の変更又は廃止についてそれぞれその時期を記載し、法第五十一条の二第三項第七号の廃棄物埋設施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項の変更に係る場合にあつては第二条第一項第六号に規定する事項を記載すること。

二　［同上］

［2・3　同上］

（廃棄物埋設施設等に係る第二種廃棄物埋設に関する確認の実施）

第五条　［同上］

［一・二　同上］

三　坑道の閉鎖に関する事項　坑道の埋戻し及び坑口の閉塞を行うとき。

四　［同上］